

地域計画

策定年月日	令和7年2月5日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	島本町 (27301)
地域名 (地域内農業集落名)	高浜地区 (高浜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農地等面積(農業上の利用が行われる農地等の区域)	7.08 ha
① 農業振興地域のうち農地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	6.12 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.85 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.03 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	2.69 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.77 ha
(備考) 農地等面積内訳: 田6.12ha、畑0.85ha、その他0.12ha ※令和5年度島本町「農業経営に関する調査(様式1)」より算出	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕地面積7.08ha、農業経営基盤強化促進法による利用権被設定者2名、青年等就農計画を定めた認定新規就農者1名、島本町新規就農者基準に基づく新規就農者1名 ・当該農地は、水稻が中心で、認定新規就農者がイチゴ等の栽培を開始したり、有機農業に取り組む担い手が存在する等、幅広い栽培が行われようとしているが耕作者・所有者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要。 ・一部の農地では景観形成作物(レンゲ)の作付けやファミリー農園を開園している。 ・農産物の価格が安価なため、収益が僅少であり、所得向上につながる作物の導入が必要。 ・販売経路が限られているため、新たな販路の確保が必要。 ・栽培技術の継承が十分でないため、JA等と連携した栽培技術の向上が必要。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>今後、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足が進行する可能性があるため、所得向上を望めるイチゴや野菜作物等を栽培する認定新規就農者を育成し、地域に根付いていけるように努める。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
新たな入作者や新規就農者などの担い手により、農地集積を進め、農地の維持保全に努める。また、当該農地は、水稲が中心だが、認定新規就農者がイチゴの栽培を開始する等幅広い栽培が行われようとしている。今後も、地権者や地域の理解を得ながら、幅広い栽培体系を維持するように努める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.28	%	将来の目標とする集積率
			18 %
(3)農地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農地の集積、集団化の取組	
今後の担い手が検討中である農地の担い手を定めていき、地域で共有したうえで、規模を拡大したい人、貸したい人とのマッチング事業を行い、集積・集約化に努める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
地権者の貸付意向に基づき、農地中間管理機構(みどり公社)を活用し、段階的に集積・集約化に努める。	
(3)基盤整備事業への取組	
農業の生産効率の向上を図るため、耕作者の意向を踏まえて、用排水や農道の整備などの基盤整備については、今後検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
島本町、島本町農業振興団体協議会、高槻市東部土地改良区、みどり公社、JAたかつき、大阪府、農政局等と連携して相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。島本町で定めた新規就農者基準に該当する就農希望者の確保・育成に努める。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる作業は、委託(JA、シルバー人材センター等)による実施を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
<p>・高浜地区は、島本町総合計画及び都市計画マスタープランにおいて農地保全エリアに位置づけられているうえ、農空間保全地域に指定されており、今後も市街化調整区域として、農地を保全していく方針である。</p> <p>・営農の継続が厳しい環境の中で、一定のスキルと熱意を持った新規就農者が小さい耕地面積から農業をスタートするケースや、一定の実績がある農業法人が集約化などが期待できるケースの可能性などに備え、それぞれのニーズに合わせてマッチングを行えるよう、地域内での情報共有など各組織内での連携強化に努める。</p>									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認就	(株)ギャップコーポレーション i経営体	畑	0.37 ha	ha	畑	0.37 ha	ha	G	
			0.37 ha	0 ha		0.37 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
------------	--	---------------	--

注1:「農地所有者等」欄には、区域内の農地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農地の一覧を参考として添付してください。